

第四回福生市議会 臨時 會會議録(第十号)

昭和五十年八月二十日福生市議會議場に第四回福生市議会臨時會が招集された。
一 出席議員はつぎのとおりである。

一番	原 敏子 君	二番	松山 清 君
三番	原田生也 君	四番	村野武男 君
五番	森田治男 君	六番	村尾榮次 君
七番	鈴木藤次郎 君	八番	山崎良之助 君
九番	竹田政勝 君	十番	指田保雄 君
十一番	宇佐美良時 君	十二番	貫井喜代次 君
十三番	川窪清一 君	十四番	田村市郎 君
十五番	小林菊三 君	十六番	小堀仁七 君
十七番	関 米吉 君	十八番	東田正治 君

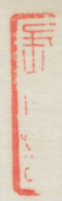
十九番	大野行夫	君	二十番	宮沢良一	君
二十一番	高波忠	君	二十二番	末次性男	君
二十三番	岩田博	君	二十四番	塩野鉄之助	君

一 欠席議員はつぎのとおりである。

なし

一 欠員はつぎのとおりである。

なし

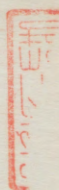


一 議会議事事務局職員はつぎのとおりである。

議事	古谷徳男	君	議事	市川昭利	君	主事補	尾野幸恵	君
事務局長			係長					

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員はつぎのとおりである。

市長	石川常太郎	君	助役	篠崎俊夫	君
収入役	橋本孝蔵	君	教育長	町田倍二	君
秘書職	高水求	君	庶務		君
員課長			課長		君
企面財	上野重勝	君	環境保		君
政課長			全課長		君
経済		君	福祉事	森田猛	君
課長			務所長		
建設		君	都市計	浅見裕康	君
課長			画課長		



一 本日の議事日程はつぎのとおりである。

市民課長	田村忠雄	君
下水道課長		君
水道事務所長		君
教育委員 教育委員 務課長	内田和雄	君
教育委員 教育委員 課長	小野光朗	君

税務課長	島田猛	君
用地課長		君
會計課長		君
教育委員 教育委員 務課長	古谷正夫	君
選挙管理委員 選挙管理委員 局長		君
局長 局長 局長		君

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第八十七号 福生市立学校設置条例等の一部を改正する条例

日程第四 議案第八十八号 福生市立福生第四小学校増築第三期建築工事請負契約

日程第五 議案第八十九号 福生市立福生第六小学校増築第五期建築工事請負契約

日程第六 議案第九十号 福生市立福生第六小学校増築第五期衛生設備工事請負契

約

日程第七 議案第九十一号 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第八 請願第二号 建設国民健康保険加入者への補助に関する請願書

(審査報告)

午前十時 開会・開議

○議長(貫井喜代次君) ただいまから昭和五十年第四回福生市議会臨時会を開会いたします。

これより、今日の会議を開きます。
これより日程に入ります。

○議長(貫井喜代次君) 日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定により、議長に
おいて

七番 鈴木藤次郎君
八番 山崎良之助君
九番 竹田政勝君
以上三名を指名いたします。

○議長(貫井喜代次君)

この際報告事項がありますので、事務局長をして諸

般の報告をいたさせます。

(古谷議会事務局長報告)

一、昭和五十年第四回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)
二、議案の送付について(別添参照)

三、議案説明員の出席要求について(別添参照)

四、昭和五十年五月分例月出納検査の結果について(別添参照)

五、昭和五十年六月分例月出納検査の結果について(別添参照)

○議長(貫井喜代次君)

以上で報告を終わります。

○議長(貫井喜代次君)

日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

(議会運営委員長岩田 博君登壇)

○議会運営委員長(岩田 博君)

御指名でございますので、報告いたします。

八月十五日午前九時から議会運営委員会を開催し、本日の臨時議会の

議事運営について協議いたしました。

本日の案件は、市長から提出された条例改正、工事契約及び人事同意、議会側から請願審査報告の計六件で、お手元に御配付の日程の順序により御審議願うことにいたしました。

条例改正は多摩河原区画整理による共通した地番の変更であり、工事契約は早期に着工の必要もあろうし、人事同意は任期満了が迫っている等のことから、議会運営委員会といたしましては全議案即決を御要望申し上げ、会期は一日限りとすることに意見の一致を見た次第であります。

なお、過日の全員協議会の際、請願、陳情の委員会報告に対する表決の方法を議会運営委員会で検討することになっておりましたので、種々協議いたしました結果、従来とおりの方法で問題の可を認めることに決定いたしましたので、本日の請願第二号についてもよろしく御協力くださるようお願いいたします。

又、理事者側から全員協議会の申し出がありましたので、本会議終了後行うことに議会運営委員会では了承しておりますので、あらかじめお含みおきを願いたします。

本日の会議が議会運営委員会の決定とおり運営されますようお願いいた

しまして報告いたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましてはただいま委員長から報告されたとおり、八月二十日の一日限り
と決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。

よって会期は一日限りと決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第三議案第八十七号福生市立学校設置条例等の

一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役篠崎俊夫君登壇)

○助役(篠崎俊夫君) 議案第八十七号福生市立学校設置条例等の一部を改正する条例案について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案は、多摩河原土地画整理事業の換地処分につきましての東京都知事の公告が、去る七月二十八日付でございましたのに伴い、すでに昭和四十八年の九月定例議会において御議決をいただきました後、その内容を都知事に届け出たことにより、かねての懸案となっております多摩河原地域の町名の変更、具体的には従来の大字能川及び大字福生の各一部を廃止いたしまして、その区域をもって新たに南田園二丁目、南田園三丁目、北田園一丁目及び北田園二丁目を画することが、東京都知事の公告によって去る七月二十九日から施行されました。これに伴い、本案記載のとおり、該当地域内に所在する各種の公の施設の位置をそれぞれ新しい町名と地番に変更する必要を生じ、一括で本案を提出申し上げた次第でございます。

本案の内容を御説明申し上げますと、まず第一条の関係は福生市立学校設置条例の一部改正でございます。条例案に記載してある順序に従って申し述べますと、市立五小、市立七小及び市立三中の位置の町名、地番を本案記載のとおり変更しようとするものであります。第二条の関係は福生市営水泳場設置及び管理条例の一部改正でございます。市営水泳場の位置の町名、地番

の変更であります。 第三条の關係は福生市民体育館条例の一部改正でございます。 市民体育館の位置の町名、地番の変更であります。 第四条の關係は福生市保育所条例の一部改正でございます。 つくし保育園の位置の町名、地番の変更であります。 なお、次の第五条の關係は福生市都市公園条例の一部改正でございます。 条例案に記載してある順序に従って申し上げますと、福生緑地・柳山公園、福生緑地・南公園、明神下公園、桜公園、富士見公園、ほたる公園及び金堀公園の七つの公園の位置の町名、地番を本案記載のとおり、それぞれ変更しようとするものでございます。 最後に附則において、本条例改正案は東京都知事の告示によって新しい町、区域が設定されました昭和五十年七月二十九日にさかのぼって適用しようとするものでございます。

なお、本条例改正案は各種の公の施設の単なる位置の名称の変更だけでございまして、町名変更の実質的な御審議はすでに一昨年九月の定例議会において終わっており、したがって客觀的に見ましても100%御可決をいただける案件と認めまして、市立学校以下五種類の公の施設に関する条例の改正案を国や東京都の立法例にない、ここに一括して本条例改正案として御提案申し上げた

のでございます。

今後の方針といたしましては、客觀的に見て少しでも議会において修正や否決等が理論的にあり得る条例改正案につきましては、従来とおりそれぞれの個別条例改正案をもって一つ一つ切り離して議会に御提案申し上げる所存でございますので、この点につきましてもよろしくお含みおきをいただきたいと思います。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○四番(村野武男君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十七号については、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま村野武男君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及

び討論を省略し、原案とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。 よって議案第八十七号は原

案とおり可決いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第四議案第八十八号福生市立福生第四小学校

増築第三期建築工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 議案第八十八号福生市立福生第四小学校増

築第三期建築工事請負契約について、提案理由並びにその内容について御説明

を申し上げます。

本件は第四小学校の第三期建築工事請負契約について、議会の議決に付すべく契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定によりまして、

議会の議決を経ようとするものでございます。

内容に先立ちまして概要について御説明を申し上げます。

従来、小学校の建築工事等につきましては、建築工事と衛生設備及び電気

設備工事等を一括して発注いたしておりましたが、今回からは関係者の要望もあり、

又、予算の効率的執行の面から、分離発注をすることになりまして、建築工事

と衛生設備工事、電気設備工事をそれぞれ分けて発注をいたしております。第

四小学校の今回の増築の内容でございますが、鉄筋コンクリートの平屋で、建築

面積が七百十三・八平方メートル、普通教室二、特別教室一、その他でございます。

なお、これは将来三階に増築する予定になっておりますので、基礎としては三階の基

礎を打つ予定になっております。

この建設費の内容でございますが、建築工事に

おきまして六千五百四十三万円、これは議決をいただきますように株式会社加藤土

建と契約をいたしております。それから衛生設備工事につきましては二十六百三十五万

円で安藤設備工事株式会社と契約をいたしております。なお、電気設備工事

につきましては八百九十六万円をもちまして三輪電気株式会社と契約を締結いたし

ております。あわせまして本工程に要します総工事費は億七十四万円という額でこ

ございます。なお、今後この工事に併行いたしまして、防音併行工事が追加発注になる予定になっておりますが、また防衛施設庁との補助金の詰めができておりませんので、現時点におきましては発注をいたしておりません。防衛施設庁との補助金の内容が確定次第、建築工事の受給者と随意契約で契約を締結することになっております。

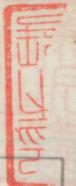
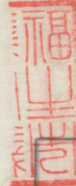
この議案の内容でございますが、契約の目的は先ほどから申し上げたとおりでございます。契約の方法につきましては別紙に添付の参考入札の結果を示す調書ののとおり、三回にわたり入札を実施いたしました。落札者おりませんので、最低の入札者と予定価格の範囲内で随意契約を実施した次第でございます。契約の金額は六千五百四十三万円、工期は本契約確定の日から昭和五十二年三月十日まででございます。契約の相手方は昭島市の株式会社加藤土建でございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明といたします。

議長（貫井喜代次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番（末次性男君） この問題だけに関連する内容ではなくて、工事請負契約



すべてのことについてでございますが、この工事請負契約をする上においては契約の文面等にも違約金等の契約が書かれておると思ひます。たとえば納期がおくれたとか、こちらのとおりにやっていないというようなこと等でございます。もしそういう規則があるとしたら違約金についてどういふものが実行されたかどうか。たとえば工期が伸びて契約とおりの工事ができなかった場合の違約金についてどういふふうにされたか。なければそれでいいわけですが、その点をお伺いしたい。

○企画財政課長（上野重勝君） 以前に一度あったそうでございますが、最近におきましては違約金をとった例はございません。なお最近の例でも工期がおくれるというような問題も出ておりますが、その実情を調査いたしまして、工事請負者のほうから理由書を取りまして、工事がおくれてもやむを得なかったというふうに認定をいたしております。違約金は徴収いたしておりません。

○十二番（末次性男君） いまの説明ですと工事がおくれたことがなかったというのですか、それは事実ですか。

○企画財政課長（上野重勝君） 工期はおくれましたが、工期を延長して違約金を取らなかつたということです。

○二十二番(末次性男君)

そうしますと、契約書の中に真にやむを得ない場合においては違約金を取らないというような内容があるのですか。とにかく工期がおくれてもしょうがない、やむを得ないという姿勢で理事者が臨んでいるのか。あるいは一応契約書にうたっているからには厳正な考えで、必ず実行していくんだという姿勢なのか。その点、理事者の考えをお伺いしたい。

○企画財政課長(上野重勝君)

全く御指摘のとおりでございます。私どもとしては、工期は厳に守らせるようにいたすべきと思います。又、そうする所存でございます。ただ従来、おくれた理由がございまして、違約金を免除したという経過がございます。もちろん工期については厳重に守らせるようにしております。

○二十二番(末次性男君)

特に今回の請負は学校でございます。普通の土木工事でも少々おくれるということは迷惑でございますが、土木工事と違ひまして学校でございますので、入学の初めにどうしても間に合わなければならぬわけです。かつて下河原の学校におきまして、工期がおくれて、われわれ議員も本当に迷惑したという例があるわけです。その工事によって差をつけるということはもちろんできないであります。その工事の内容においてはどうしてもあきらめなければならぬ

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終ります。

○四番(村野武男君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十八号については、委員会付託及び討論を省略し、原案と同意されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま村野武男君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案と同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第八十八号

は原案と同意いたしました。